

No.418

研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

2020年2月26日(水)~27日(木) 第34回人権啓発研究集会を沖縄で開催します!



▼ 納骨堂

▲人権啓発研究集会のフィールドワークコース2で訪れる、国立ハンセン病療養所「沖縄愛楽園」内の交流会館



もくじ

年頭挨拶 / 谷川雅彦代表理事	2	第10回マスコミ人権懇話会	10
第1研究部門「部落史の調査研究」公開講座報告	4	人権啓発研究集会 in 沖縄イベント開催	11
研究部門紹介 第6研究部門	5	中央本部ネット対策会議	12
「部落差別解消条例」研究・交流会開催	6	世界人権宣言71周年記念集会	13
第6研究部門「社会保障制度研究会」報告	8	リレーエッセイ	14
全国研究所交流会 / 「差別事件等判例集」刊行	9	参加者募集 / 事務局便りほか	15

理事からのメッセージ

年頭ごあいさつ

代表理事 谷川 雅彦



新年あけましておめでとうございます。日頃は部落解放・人権研究所の諸事業に対しましてご参加、ご協力、ご支援をいただき深く感謝申し上げます。2020年の年頭にあたりまして研究所を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

2016年12月に「部落差別解消推進法」が施行され3年が経過しました。政府は昨年ようやく法務局や自治体が把握している差別事例、国民の意識調査、ネット上の部落差別についての実態調査を実施しました。調査結果は年度内に公表されるものと考えられ、本年は調査結果をふまえた法第3条に規定された「部落差別解消に関する施策」を検討・実施する重要な年になります。とりわけ差別解消の施策を検討・実施するにあたっての「当事者参加」は不可欠です。研究所の差別禁止法研究会の代表である内田博文先生は「象の鼻に触れた人と、象の足に触れた人と、象のしっぽに触れた人と、象の胴体に触れた人とでは、象のイメージが異なる。これらのイメージを整理統合して、象の全体イメージをつくりあげるのも当事者団体の任務」であると述べておられます(菊池恵楓園創立110周年記念式典特別講演)。調査の結果だけではなく部落差別に苦しむ当事者の多様な声をしっかりと「部落差別解消に関する施策」へ反映させる必要があります。

自治体において部落差別解消推進法の具体化にあたって重要な課題が法第5条に規定された「地域の実情に応じ」た「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」の実施です。「ハンセン病家族訴訟」熊本地裁判決が政府の「偏見差別除去義務」と「正しい知識」の教示及び啓発義務を認定しました。現在、ハンセン病への偏見差別除去へむけた教育及び啓発がどうあるべきかが検討されています。過去半世紀に及ぶ部落差別解消にむけた教育や啓発がなぜ部落差別をなくすことができなかったのかをしっかりと検証総括することが求められています。そして「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」とはどのような教育や啓発なのかを明らかにすることが必要です。

政府の取り組みの遅れに対して先進的な自治体において部落差別解消の取り組みが積極的に進められています。その一つが兵庫県たつの市「部落差別の解消の推進に関する条例」をはじめとした各地での条例制定の取り組みです。東京都国立市では部落差別のみならずあらゆる差別を禁止する「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が、和歌山県湯浅町では相談窓口の設置、モニタリングの実施、差別者への指導・助言・勧告・命令・氏名公表、被差別者への支援・救済を規定した「部落差別をなくす条例」が施行されました。研究所では12月14日に法施行3周年を記念し、「差別解消条例研究交流集会」を開催しましたが、引き続きさまざまな差別解消条例の制定や改正について調査研究をすすめていきます。

自治体の取り組みで広がってきているのがネット上の部落差別を監視し、管理者に削除要請を実施するモニタリングの取り組みです。研究所では「ネットと部落差別研究会」を立ち上げ、モニタリング団体の実態調査を実施しました。アンケートに回答いただいた団体が実施した差別書き込みの削除依頼件数は過去5年間で7,419件、うち削除ができた件数は4,171件でした。削除依頼をしても削除ができない書き込みも多く、削除をしても次から次へと差別書き込みがされるという状態が続いています。

こうした中、法務省は従来の考え方を転換し「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」を出しました。ネット上の被差別部落の所在地情報を原則として削除要請の対象とするという内容です。しかし、通知が出されて1年が経過していますがインターネット上の部落差別は放置されたままです。部落差別解消推進法制定の中心的役割を担われた自民党部落問題小委員会の門博文事務局長(衆議院議員)は「こういったことを解決していくためにも今後、『基本的人権』を擁護していくような体制を充実させる新たな法律を作っていく必要がある」と述べています(『月刊ヒューマンライツ』NO.381)。

部落差別解消推進法の徹底活用と具体化をすすめると同時に、社会的差別の当事者と連携し包括的な差別禁止法の実現をめざして部落解放・人権研究所は微力ではありますが持てる力を最大限に発揮してまいりたいと思います。

最後になりましたが、2月26日～27日、沖縄の地で人権啓発研究集会を開催します。

成功へむけた皆さまのご支援をお願いいたしましてごあいさつといたします。

報告

第一研究部門「部落史の調査研究」
第33回公開講座

11月16日に、リバティおおさかの3階研修室で第33回公開講座が開催されました。「かくす・あばく・かくさない—『被差別部落』にかかわる情報の公開をめぐる—」をテーマに、立命館大学の畑中敏之さんに報告をしていただきました。

現在、ネット上は、差別と差別を助長する書き込みであふれています。部落問題については、それが顕著に表れています。そのような状況の中、今回は部落にかかわる情報の公開についての報告であり、問題提起でした。

畑中さんは、まず、①被差別部落の歴史や現状にかかわる情報は公開する。隠さないことが原則である。②あばく=さらす差別の公開は、差別の告発としての公開とは全く異なる。③公開すべきかどうかではなく、どのように公開すべきなのかが重要で、公開の目的や内容が問われる。と問題がどこにあるのかを指摘し、講座が始まりました。

情報の公開を原則とした上で、ネットの現状について、「あばく=さらす差別は、情報をあばくことによって隠していたことを追求し非難することであり、公開されるとまづい情報であるかのように印象が操作されている。しかし、情報そのものに差別されるようないわれはない。情報と差別を結びつけた形になっている。ネット上で特定

することだけを目的とし、保護されるべき個人情報さらす公開は、社会的な妥当性や必然性が全く見られない、不当な行為である」との見解を示されました。

後半の意見交換では、「実際に住む人の意向は公開を望んでいない」とする意見や、「今の若者はネット上だけの情報を鵜呑みにしており、公開には危険性があるため、公開する前に十分な教育が必要」といった前提条件を提示する意見もありました。これには、「あばく=さらす差別に対抗として隠さない。隠すことが目的ではない。差別があると告発するための公開」であること。教育については、「あばく=さらす差別を正当化している偏見がある。何が差別なのか、偏見に絡め取られないようにすることが教育の課題」と共通の問題意識も表されました。また別の方からは、「部落問題の研究者と運動体と公開を拒む住民がいる。今後の合意形成が必要」と今後の方向性についての提案もありました。

「公開」について、一見、相反するような意見のやり取りもありましたが、参加者全員の通底には差別を許さない、差別をなくすためにという認識、共有する強い想いを感じる事ができた講座でした。

(倉澤 弘)

研究部会の活動紹介

第6調査研究部門「部落差別の調査研究」

第6調査研究部門（部落差別の調査研究）の運営委員会が11月20日、開催されました。運営委員会では、2019年度の調査研究事業の報告として、①ネット上の部落差別の調査研究（モニタリング団体ネットワーク会議、モニタリング団体アンケート調査、『ネットと差別扇動 フェイク/ヘイト/部落差別』の発行等）、②全国であいつぐ差別事件の集約分析調査の実施、③社会保障制度研究会の開催（厚生労働省ヒヤリングの実施等）、④被差別体験の聞き取り調査、⑤調査研究成果の発表として『部落解放研究』紀要211号の発行等について報告されました。2020年度の調査研究事業については、①国内外のネット上の差別規制についての研究、②ネット上の部落差別の事例収集（モニタリングで削除できた事例、できなかった事例）、③そのためのモニタリング団体ネットワーク会議の開催、④モニタリング団体アンケート調査の分析、⑤部落差別解消推進法具体化へむけた自治体の先進的な取り組み事例の調査研究、⑥全国であいつぐ部落差別事件の集約分析調査、⑦全隣協と連携した社会保障制度研究会、⑧自治体や運動団体からの実態調査の受託などを検討しました。今後、運営委員会での議論をふまえ3月理事会へむけた事業計画案を作成していく予定です。（谷川 雅彦）

『部落解放研究』211号(2019.11)刊行!

特集「諸外国における差別禁止法をめぐる動向と運用状況」

韓国における包括的差別禁止法の動きと課題／ドイツにおける反差別法制／フランスの差別禁止法制から学ぶもの／欧州連合差別撤廃指令の実施状況／私たちが求める差別禁止法

論文

河内国石川郡新堂村領富田村の「女名前」／朝鮮民族運動における「平等原則」と衡平運動／インターネット上における部落差別が部落の青年層に与える影響—第五〇回全国・第六二回全青参加者への質問紙調査から—／教員養成系大学における人権教育の今後—大学のケーススタディから—／大日本同胞融和会結成の再考
報告

朝鮮衡平運動史研究発展のために(3)—慶尚北道及び大邱広域市での踏査

お求めは、(株)解放出版社まで (tel06-6581-8542・fax06-6581-8552)

「部落差別解消条例」研究・交流集会開催

2019年12月14日、「差別解消条例」研究・交流集会をHRCビル5階ホールで開催した。研究所の会員をはじめ行政、運動関係者など全国から59人が参加した。第1部では尼崎市、国立市、大阪府の差別解消条例についての報告がおこなわれた。

解放同盟尼崎市連絡協議会の橋本貴美男議長から2020年2月に市議会に上程される「尼崎市人権文化いきづつまちづくり

条例」についての報告がおこなわれた。条例では「人権施策の実施」にあたっては「審議会」で意見を聞きながら「計画」を策定する。そのために「推進体制の整備」をおこない「人権侵害の実態調査」の実施が位置づけられている。

国立市市長室の市川綾子さんからは「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（2019年4月施行）についての報告がおこなわれた。同条例は市政のあらゆる施策に「人権」「多様性」「平和」を位置づける基本条例。差別解消3法（障害者、ヘイト、部落）の実行性を明記し、①「ソーシャルインクルージョン」の理念を基本に、②全国で初めて包括的な「差別禁止」規定（罰則なし）を設け、③実態調査の実施、④審議会の設置（被差別当事者「部落」「民族」「障害者」3団体を加える）など実行性のある条例である。

近畿大学の北口末広教授からは、「大阪府部落差別事象に関わる調査等の規制等に関する条例」（1985年施行）が、情報化社会における差別身元調査の現実に対応しきれておらず、条例改正・国レベルでの法整備の必要が訴えられた。

第2部では師岡康子弁護士から「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」についての報告が行われた。同条例は国内で初めて差別を犯罪とする刑事規制（罰金刑50万円）が設けられ2019年12月12日、全会一致で成立した。



第2部、12/12に成立した川崎市条例の特徴についてお話しくださる師岡康子さん



第1部、国立市の差別解消条例について報告いただいた国立市市長室の市川綾子さん

特徴として①「差別禁止条項」（第5条：「出身」＝部落差別も該当）、②「制裁条項」（刑事規制）、③人権侵害の被害者支援（市の責務、ネット被害者の支援など）、④「協議会」（当事者参加）、⑤「公の施設の利用制限」、⑥ネット差別対策（「拡散防止措置」「公表」）などがあげられる。

ヘイトスピーチを3回繰り返した者・団体に50万円以下の罰金を課す。具体的には市長が①勧告（「差別防止等審査会」意見聴取）⇒②命令（行政処分）⇒③氏名公表⇒告発⇒検察・裁判所が判断（有罪）で刑罰を実行する（「表現の自由」に最大限配慮）。

2016年「差別解消3法」の施行後、全国で45以上の自治体が部落差別解消・人権条例を制定・改正している（研究所調べ）。今後も各地の先駆的な条例の情報を共有しながら、引き続き研究所としても調査研究事業を展開していきたい。

（川口 泰司）

「入門被差別部落の歴史」の英訳本が2019年に出版されました！

寺木伸明さん、黒木みどりさん共著の「入門被差別部落の歴史」（解放出版社）の内容が、イアン・ニアリーさん（オックスフォード大学教授）によって英訳され、2019年6月に出版されました。

出版に至るまでの2年間の研究会活動の成果を研究所の月刊誌『ヒューマンライツ』（2014年1月号～2015年12月号）に連載しています。

研究史の現水準を反映した部落史通史の英訳本は初めてで、英語圏の世界にも発信することができるようになりました。



第6研究部部門「社会保障制度」研究会の報告 地域共生社会づくりに求められる隣保館の役割

この間、当研究所の第6研究部部門「社会保障制度研究会」では、国が進める生活困窮者自立支援や地域共生社会づくりの取り組みにおいて、隣保館がどのような役割を果たすべきなのかについて、全隣協と中央本部生活福祉運動部と連携しながら、検討してきました。以下、本研究会に関連する2つの集会に参加した報告です。

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、11月3・4日に東北福祉大学（仙台市）で開催され、全国から800人を超える参加がありました。全体会では「困難の折り重なり生きる人々に支援は届いているか?!」をテーマとして、「自殺対策」「共生のまち創り」「若年女性支援」「刑余者支援」に取り組む団体からの提言をふまえて、生活困窮者自立支援制度がめざす「断らない支援」が実現できているのか、制度化されることで新たな支援の縦割りをつくってしまっていないかが、問われました。地域共生社会推進検討会の中間とりまとめ（2019年7月19日）では、福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的支援体制には、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおける

ケア・支え合う関係性の育成支援」の3つの機能が一体的に具わっていることが必要であるとされています。これらの支援を、具体的な実践現場において可能にするしくみが求められます。

同月21・22日には、全隣協が主催して、第56回全国隣保館長研修会と兼ねて、第1回隣保事業全国交流研究大会が鳥取市民会館他（鳥取市）で開催されました。「地域共生社会実現に向けた隣保館の可能性」と題したシンポジウムでは、いずれも生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事である宮本太郎さん（中央大学教授）、奥田知志さん（NPO法人抱樸理事長）から、「隣保館がやってきたこと・やっていることはまさに地域共生社会づくりに資する取り組みであり、それら『経験』の棚卸しが必要なのではないか」「隣保館は（地域共生社会の実現に不可欠な）差別問題のオーソリティである」「全国に800館以上の場所（建物）があり、人（職員）がいること自体大きな社会資源である」という指摘がありました。隣保館が果たしてきた役割を見直し、それを生活困窮者自立支援や地域共生社会づくりに位置づけることが求められていると言えます。

社会保障制度研究会では、「ひきこ

もり支援」をテーマとして右記のとおり公開研究会を開催します。ご関心がある方はぜひご参加ください。

（棚田 洋平）

【日時】 2020年1月17日（金）
13:30～16:30

【場所】 HRCビル 5階ホール

【報告】 ①総社市社会福祉協議会
②真庭市落合人権・福祉センター

第5回全国研究所交流会を開催しました。

第5回となる「部落問題・人権問題に取り組む全国研究所交流会」を、10月16日に名古屋国際会議場（名古屋市）内の会議室にて開催しました。全国の8研究所（(公社)福岡県人権研究所、(公財)反差別・人権研究所みえ、(一社)部落解放・人権研究所、(一社)ひょうご部落解放・人権研究所、(一社)和歌山人権研究所、(特非)愛知部落解放・人権研究所、佐賀部落解放研究所、(特非)長崎人権研究所）より14名が参加し、各研究所の運営の課題や特徴的な事業などについて報告し合い、意見交換をしました。次回は、2020年11月10日に北九州市で開催予定です。



『人権課題にかかわる差別事件判例集（仮）』近刊予定

2017年度の差別禁止法研究会で検討課題とした「差別禁止法が必要とされる立法事実の整理（判例研究）」の成果についてとりまとめた書籍が、解放出版社より近刊予定です。

包括的な差別禁止法の制定を求めて、『被差別マイノリティのいま』（2017年12月、解放出版社）でも取り上げた、「ハンセン病」「HIV」「アイヌ」「LGBT」「自死（遺族）」「部落」「外国人」をめぐって裁判で争われた差別事件等の判例を対象として、差別や人権侵害に対応する現行の法制度の課題について検討しています。

執筆者は、内田博文さん（差別禁止法研究会代表／九州大学名誉教授）、金井塚康弘さん（弁護士）、秀嶋ゆかりさん（弁護士）、大畑泰次郎さん（弁護士）、佃祐世さん（弁護士）、竹下政行さん（弁護士）、韓雅之さん（弁護士）、丹羽雅雄さん（弁護士）です。

第10回マスコミ人権懇話会を開催 @AIAIおおさか

部落解放同盟大阪府連との共催で、第10回マスコミ人権懇話会を11月12日、AIAIおおさかにて行い、メディア関係者26人を含む45人の方に参加いただきました。

今回は、「メディアは部落問題をどう報道するのか～部落の地名をめぐって」と題して、シンポジウム形式で行いました。谷川雅彦代表

理事がコーディネーターを務め、大阪府連の4支部から、井上和希さん、井上泰子さん、北出新司さん、小西愛里紗さんに体験談や意見をお話いただきました。

現在、部落の地名や所在地情報を含む報道への躊躇が見られます。背景には、インターネットにおける被差別部落の地名・所在地情報の公開や、現代版部落地名総鑑の出版など、差別を助長する深刻な状況があります。運動団体の働きかけもあり、法務省がネット上の被差別部落の地名を削除依頼の対象とする通知を2018年12月に出し、それはメディアの報道姿勢にも影響を与えています。

土地と結びつく部落差別の特徴から、地名を伏せた報道には限界があり、部落差別の問題提起や差別解消への積極的な報道・発信までも抑制してしまう可能性があります。

登壇いただいた4人からは、情報発信に



より地域に暮らす人々も巻き込んだ経験などから、部落の地名や部落出身であることを名乗ることについての葛藤があること。それでもなお、差別をなくすためには、伝えられる側と伝える側の信頼関係やリスクを負う「覚悟」がいるのでは、という意見などが交わされました。

部落差別解消推進法の施行から約3年、人権啓発などメディアの役割は大きく、これからメディアが部落問題を取り上げていく上での課題を考える機会となりました。

当事者団体と記者有志で作成された「LGBT報道ガイドライン」のように、差別解消にむけた積極的な報道のための指針が部落問題においても作成できないか。今後、メディアの方々为主体的に取り組んでいくことを期待して、シンポジウムを終えました。

(川本 和弘)



人権啓発研究集会 in 沖縄 イベント開催!



2020年2月26日、27日に沖縄県にて開催する、第34回人権啓発研究集会の地元沖縄県民への周知を目的として、2月15日(土) 17:30~19:30(予定)の日程で、イベントを沖縄県立博物館・美術館「講堂」にて開催します。

ミニ講座「部落問題とは何か?」を開催したり、人権啓発研究集会の分科会講師でもある谷口真由美さんをゲストにお招きして、人権にかかわるトークをしてもらいます。参加費無料、定員200名、当日先着順です。

(棚田 洋平)

2020年度大型集会スケジュール

第45回西日本夏期講座 2020年6月18~19(木一金) 会場: 山口県山口市

第51回部落解放・人権夏期講座 2020年8月19~21(水一金) 会場: 和歌山県高野町

第41回人権・同和問題企業啓発講座 調整中

第35回人権啓発研究集会 2020年12月17~18日(木一金) 会場: 三重県津市

部落解放・人権研究奨励賞

論文投稿
募集

研究所創立50周年を記念し、部落問題の解決、様々な社会的差別の解消へむけた調査研究の推進、若手研究者の発掘・育成を目的として「部落解放・人権研究奨励賞」を2018年度に創設しました。積極的なご応募お待ちしております。

- ◆ テーマ: 部落差別及びさまざまな差別問題に関する調査研究
- ◆ 応募資格: 応募時点で、22歳以上40歳未満の者
- ◆ 賞金: 10万円
- ◆ 応募締切: ~2020年3月15日
- ◆ 提出先: 調査研究部 (kenkyubu@blhrri.org)

詳細については研究所HP (<http://blhrri.org>) をご参照ください

報告

中央本部ネット対策会議
「第2回インターネット差別情報対策会議」

部落解放同盟中央本部主催の「第2回インターネット差別情報対策会議」が10月31日、東京の松本治一郎記念会館で開催され、各都府県連のネット対策担当者らが参加した。

今年9月に行った全国のモニタリング実施団体への「インターネット上の差別書き込みのモニタリング削除依頼の実施状況についてのアンケート調査」（対象206団体、回収率87.3%）の中間報告を松村元樹理事と川口泰司理事がおこなった。

モニタリングの対象としている「人権課題」は、部落93%、外国人41%、障害者32%の順であり、LGBT、HIV・AIDS、ハンセン病、女性、アイヌ民族などもある。「範囲」は、当該自治体の同和地区名や市民に関するものが9割。対象としている「サイト」は、「爆サイ」「2ちゃんねる」8割、「5ちゃんねる」7割、「Yahoo!知恵袋」6割、「YouTube」2割、「示現社」2割という状況であった。

「部落差別解消推進法」の施行、プロバイダの契約約款モデルの「差別禁止規定」の解釈変更（同和地区情報、ヘイトスピーチ）、法務省の依命通知（2018年12月、同和地区情報は削除対象）などの影響や効果は6割以上の団体が「わからない」と回答、実際の差別投稿の削除対応に実感として成果をあげていないことが明らか

かとなった。法務省の依命通達を受けて、法務局へ削除要請したのは3割の団体であった。アンケートの回収率100%をめざし、未提出団体の自治体に各都府県連から要請することを確認した。

その後、各都府県・市町村への要望書が確認され、モニタリング団体の普及、削除対応など、ネット上の部落差別解消に向けた要請行動を各都府県連・地協・支部が実施していくことを確認した。各都府県連からは、ネット上にばらまかれた「部落地名総鑑」による差別被害やモニタリングの実施状況や課題など、積極的な意見が出された。

最後に来年の全国大会へネット対策の基本方針を提案し、全都府県連でネット対策担当者を置き、取り組んでいくことが確認された。今後も、研究所の「ネットと部落差別研究会」も中央本部のネット対策会議と連携して、ネット上の部落差別解消に向けて引き続き、取り組んでいく。

(川口 泰司)



世界人権宣言 71周年記念 大阪集会

2019年12月4日（水）13時半より、東成区民センターにて「メディアは差別問題をどう伝えるか」をテーマに、世界人権宣言71周年記念大阪集会が約400名の参加者で開催されました。

第1部は「AbemaTV『Wの悲喜劇“部落ってナニ？”』で伝えたかったこと」と題し、鎮目博道さん（映像プロデューサー・演出・ライター）よりご講演いただきました。ネットテレビ『Wの悲喜劇』の制作において、地上波では「タブー」とされているテーマを積極的に、詳しく取り上げることで「それもアリ」の範囲を広げる番組づくりについてお話いただきました。2018年11月に放送された“部落ってナニ？”についても、視聴者にとってわかりやすく、身近なこととして伝えることを意識して撮影・放送に至ったが、これまで多くのテーマを取り扱ってきたなかでも、知識不足な部落問題を番組で取り上げることへの迷いや難しさも語っていただきました。勉強不足がタブーを生み出すため、番組の限られた時間でとにかく詳しく取り上げ、地上波の幅を広げる働きへの重要性を伝えていただきました。

講演後半のフリートークの際に、会場にいた『Wの悲喜劇“部落ってナニ？”』の出演者のご本人からも、出演依頼から放送に至るまでの不安と覚悟について、また、放送後の周囲からの声援によって出演してよかったと思うなど、率直な気持ちをお話いただきました。

第2部では「取材する側、される側が一緒に作った『LGBT報道ガイドライン』」について藤沢美由紀さん（毎日新聞記者）よりご講演いただきました。ガイドラインの特徴や意義、誕生に至るまでの経緯をお話いただきました。また報道において、「取材される側」に聞いた『LGBT取材・報道の課題アンケート調査』の結果も報告いただきました。第2部でも、より良い取材・報道をめざすには、取材する側が「よく知ること」と「従来のルールを常に問い直していくこと」が重要であることをお伝えいただきました。

(小西 愛里紗)





バチカンに向かった少年たち

11月23日からカトリックのフランシスコ教皇が来日されました。核廃絶を訴える教皇は長崎・広島を訪れて被爆者の方たちと出会い、東日本大震災の被災者や若者たちとも出会う、核兵器の廃絶や他者との共生、対話への希望を語り、多くの人を勇気づけていきました。

400年ほど前、教皇とは逆に、日本／九州からバチカンへ向かった少年たちがいました。いわゆる「天正の少年使節」です。私が「歴女です」と自己紹介をすると、よく「どの武将が好き？」と聞かれるのですが、私は少年使節のファンです。

今から約400年前、当時の日本では、誰も行ったことのなかった西洋、自らの信仰の聖地へと向かった少年達。その旅路はどのようなものだったのか。私自身、20代前半に半年ほど、ヨーロッパを旅した時期があります。テレビや写真で視覚的な予備知識を持っていた私でも、実際に街を歩き、人と話し、歴史や文化に思い巡らすことはとても楽しく、わくわくすることでした。まして、彼らの時代、どれだけ文化の違いに驚き、ときめいたか、それを10代で経験したことが、彼らの人生にどれだけ影響をもたらしたか、想像を巡らすだけでも楽しいものです。

しかし、彼の地で歓待され、帰国した

彼らを待ち受けていたのは秀吉によるキリシタンへの弾圧でした。その後、4人の内、1人は亡くなり、1人は国外追放でマカオへ、1人は棄教し、1人は殉教した、というのが教科書で習った定説でした。私には信仰を貫いた3人、特に殉教した中浦ジュリアンはヒーローでした。

数年前、棄教したといわれていた千々石ミゲルの墓とされる石碑の発掘調査が行われ、信仰の道具らしきものが見つかった、というニュースが流れました。そのため、実は密かに信仰を持続けたのでは、という推測がなされました。そのことから着想を得て発表された小説『マルガリータ』（村木嵐著：文春文庫）には厳しい弾圧と裏切り者の烙印の中で、民衆のために、信仰と人生を生き抜いたミゲルの姿が描かれています。

400年経った現在、ミゲルの本当の考えはわかりません。しかし、定説が事実とは限らない、そして一見の事実とそれに関わった人の考えもイコールとは限らないことを改めて思いながら読んだ本でした。それは歴史（過去）にかかわらず、現代社会でもいえることだと思います。数年前に読んだ本ですが、教皇の来日にあたって思い出し、再読したいと思っています。

参加者募集!!

2020.1~4 研究所カレンダー

- 1/17 第6研究部門(部落差別の調査研究)公開研究会 @HRCビル5Fホール
 社会保障制度 公開研究会
 「総社市ひきこもり支援センター『ワンタッチ』の取り組み」
 山田新二さん(総社市社会福祉協議会 相談支援課課長)
 「隣保館を拠点としたひきこもり支援」
 松岡祥和さん(真庭市落合人権・福祉センター館長)
- 1/23 第423回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「犯罪加害者家族の現状と支援」
 佐藤仁孝さん(NPO法人スキマサポートセンター理事長)
- 1/27 新春マスコミ懇談会 @HRCビル4F研修室
- 2/15 人権啓発研究集会プレイベント @沖縄県立博物館・美術館講堂
- 2/17 第424回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「地球温暖化の対策と人権」 松本育生さん(認定NPO法人環境市民代表)
- 2/26~27 第34回人権啓発研究集会 @沖縄県宜野湾市ほか
- 3/23 第425回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「人権課題としての『徴用工問題』」 青木有加さん(弁護士)

関連団体イベント

- 1/25 第6回識字・日本語学習研究集会 @大阪教育大学天王寺キャンパス西館ホールほか
 「若者たちの識字・基礎教育を推進する」
- 2/15 2019年度ハンセン病問題講演会 @大阪市立阿倍野区民センター
 「ハンセン病家族訴訟が私たちに問いかけていること」



先日、友人と食事をしているときに、実家暮らしの友人が「一人暮らしをしたい」と話しました。住むエリアについて話している内に、「この土地は柄が悪い」「あそこは住むところじゃない」といった言葉がでました。被差別マイノリティの人が住んでいることに基づいた理由ではありませんでしたが、誇張されすぎていたり忌避意識が強い内容でした。選択する権利は何にでも誰にでもあります。その情報が正しいのか、そもそも選択肢に入れることなのか、選ばなかったことで自分が失うものは何か。見極めて考えていきたいです。(TS)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入 会 案 内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会 員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会 員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』他



研究所通信 418号 2020年1月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhrii.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112